

中分類 25 — 家具及び装備品製造業

総 説

この中分類は、使用材料の如何を問わず、家庭用及び事務用家具（和式及び洋式を含む）、宗教用家具、戸、障子、襖、陽よけ、竹すだれ等の製造に従事する事業所をいう。主として個人の注文による家具、建具の製造又は改造、修理等に従事する事業所は製造業としない。

小分類 細分類
番 号 番 号

251 家庭用及び事務用家具製造業

主として家庭及び事務所で普通に使われる家具の製造に従事する事業所をいう。また、公衆建築物用及び専門用の家具、衝立、戸棚、ロッカー等の製造も含まれる。主として宗教用家具を製造する事業所は細分類 2521 に、漆製の家具は細分類 3971 に、石及びコンクリート製の家具は細分類 2599 に分類される。

2511 家具製造業（金属及び漆製を除く）

主として和家具及び洋家具（金属製家具、敷物及び寝台のスプリングを除く）の製造に従事する事業所をいう。その製品の主なものは箆笥、鏡台、和机、食卓、座卓、水屋、木製火鉢及び客間、居間に用いる洋家具、ラジオ用木製キャビネット、ミンテーブル（脚を除く）、食器戸棚、書架、育児用洋家具等である。

又、学校、集会所、図書館等に用いる家具、輸送設備、研究室、病院、その他専門用のために特に考案された研究室用テーブル、手術台等の製造に従事する事業所も本分類に分類される。

○和家具製造業；指物製造業；箆笥製造業；鏡台製造業；和机製造業；座卓製造業；座机製造業；水屋製造業；蠅帳製造業；指物火鉢製造業；長持製造業；竹製家具製造業；籐製家具製造業；杞柳製家具製造業；はり板製造業；へら台製造業；アイロン台製造業

洋家具製造業（木製のもの）；テーブル製造業（木製のもの）；椅子製造業（木製、折たたみ式を含む）；応接セット製造業（木製のもの）；船舶用木製家具製造業；学校用木製家具製造業；寝台製造業（木製のもの）；ラジオキャビネット製造業（木製のもの）；ミンテーブル製造業（脚を除く）；戸棚製造業（木製のもの）；書棚製造業（木製のもの）；病院用木製家具製造業；薬品棚製造業（木製のもの）；専門家用家具製造業（木製のもの）；家具塗装業（金属及び漆

中分類25—家具及び装備品製造業

製を除く)

×金属家具製造業〔2512〕; 敷物(繊維製)製造業〔227〕; 宗教用家具製造業〔2521〕; 漆器製造業〔3971〕; 石製家具製造業〔2599〕

2512 金属家具製造業

主として金属家具を製造する事業所をいう。

○金属製家具製造業; キャビネット製造業(金属製のもの); 椅子製造業(金属製のもの); 寝台製造業(金属製のもの); テーブル製造業(金属製のもの); ロツカー製造業(金属製のもの)

2513 マットレス及びスプリング製造業

主として寝台用マット(多孔質ゴム及び箱スプリングを含む)、寝台、椅子、クッション等の組スプリング、スプリングクッションを製造する事業所をいう。個々のスプリングを製造する事業所は本分類に含まれず、小分類347に分類される。

○寝台用マットレス製造業; 組スプリング製造業(クッション用のもの); スプリングクッション製造業; マットレス製造業

252 宗教用具製造業

2521 宗教用具製造業

主として貴金属及び鍍金製以外のもので宗教用具の製造に従事する事業所をいう。その主な製品は仏壇、神棚及びその附属品等である。

○仏具製造業; 神仏具製造業; お宮製造業; 御輿製造業

253 建具製造業

2531 建具製造業

主として障子、雨戸、格子、襖(骨及び縁を含む)の製造に従事する事業所をいう。

○建具製造業(主として戸、障子の製造をするもの); 戸、障子製造業; 欄間製造業; 襖製造業; 襖骨製造業; 襖縁製造業

×窓枠(木製)製造業〔2421〕; サツシュ(木製)製造業〔2421〕

259 その他の家具及び装備品製造業

2591 事務所用及び店舗用装備品製造業

主として木材、金属又はその他の材料で陳列棚、陳列ケース、事務所や商店用の装備品及びこれに類似の製品、たとえばバーの装備品、電話ボックス、事務所用衝立、肉屋の設備、ロツカー、陳列網棚、陳列台等を含む仕組製品及び店や食堂の窓受けを製造する事業所をいう。但し、冷蔵庫を製造する事業所は細分類3585に、又主として金庫及び金庫中箱の製造に従事する事業所は細分類

中分類25—家具及び装備品製造業

3492に分類される。

○陳列棚製造業（網棚及び台を含む）；事務所用備品製造業（書類棚，事務所用衝立，事務所用電話ボックス等）；ロッカー製造業（仕組品）；衝立製造業（事務所用仕組品）

×冷蔵庫製造業〔3585〕；金庫中箱製造業〔3492〕

2592 窓扉用日除製造業

使用材料のいかんを問わず，主として鋳戸，カーテンロッド及びその他の部分品，附属品の製造に従事する事業所をいう。

ペシヤンブラインドの製造に従事する事業所も本分類に含まれるが，金網製は除かれる。

○日除製造業（部分品及び附属品の製造を含む）；ブラインド製造業（部分品及び附属品の製造を含む）；鋳戸製造業（金属製を除く）；カーテン部分品製造業（カーテンロッド，カーテンの部分品，附属品）

2593 日本屏風，衣桁及び簾製造業

主として屏風，衣桁及び簾，衝立，掛軸等を製造する事業所をいう。但し，主として事務所用仕組衝立の製造に従事する事業所は細分類 2591 に分類され，又個人の注文によつて作る，いわゆる表具屋は大分類 G に分類される。

○屏風製造業；衣桁，衝立製造業（事務所用仕組衝立を除く）；簾製造業；掛軸製造業（業務用，広告用等の掛軸を製造するもの）

×事務所用仕組衝立製造業〔2591〕；表具業（個人の注文により手持材料で製造するもの）〔4999〕；表具業（顧客の材料に加工修理を行うもの）〔8199〕

2599 他に分類されない家具及び装備品製造業

主として他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。

○石製家具製造業；コンクリート製家具製造業

×竹製家具製造業〔2511〕；籐製家具製造業〔2511〕